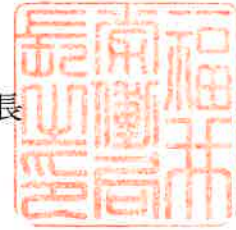


福井労発基 0310 第1号の2
令和5年3月10日

関係者 各位



福井労働局長



令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より労働安全衛生行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年1年間の全国の職場における熱中症の発生状況（1月13日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者805人、うち死亡者は28人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。

また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかったことや、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった事例が含まれています。

なお、県内においては、令和4年は職場での熱中症による死亡災害が発生しており、死亡者を含む休業4日以上之死傷者は10人発生しているところです。

ついては、令和5年の本キャンペーンを、別添の令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をよろしくお願い申し上げます。

別紙は、本省通達添付の別紙、別添は、本省通達添付の別添をいう。

基安発 0303 第 2 号
令和 5 年 3 月 3 日

別記 1 の団体（主唱者）の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
（公印省略）

令和 5 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成 29 年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（1 月 13 日現在の速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数は 805 人、うち死亡者数は 28 人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていなかった。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていなかった事例等も見られています。

ついては、令和 4 年の本キャンペーンを、別添の令和 5 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

厚生労働省においては、要綱の 7（1）の事項について実施することとしておりますが、貴会におかれては、要綱の 7（2）の事項の推進により、効果的な熱中症予防対策を実施していただきますようお願いいたします。なお、要綱の 7

（2）の各事項の推進に当たっては、厚生労働省の職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイト等を活用することができます。